

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成31年3月14日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800135号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800021号

第1 結論

昭和54年5月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年5月から同年11月まで

私は、請求期間について、母から、自宅近くの漁業協同組合の建物内にあったA地区集落事務所での私の保険料を納付していたと聞いている。請求期間の保険料を納付した際に領収書として同集落事務所で作成された「国民年金保険料集金内訳書」(以下「内訳書」という。)を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム。以下「特殊台帳」という。)及びオンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間とされているものの、請求者が所持する年金手帳において、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和54年4月17日、被保険者でなくなった日は同年12月1日と記載されている上、請求者に係るB市の国民年金被保険者台帳においても、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は同年4月17日、喪失年月日は同年12月1日と記載されていることが確認できる。

また、請求者に係る特殊台帳及びオンライン記録において、請求者が昭和54年5月から同年7月までの期間に係る保険料を納付した記録は確認できないものの、請求者から提出された内訳書において当該期間を含む同年5月から同年12月までの期間に係る保険料を納付していたことが確認できること並びにB市及び請求期間当時にA地区集落事務所において保険料収納業務を担当していた複数の者が、内訳書の様式について請求期間当時に使用していたものである旨回答していること

から、請求者は同年5月から同年12月までの期間に係る保険料を納付していたことが認められる。

さらに、請求者に係る特殊台帳によれば、昭和54年8月から同年12月までの期間に係る保険料が還付されていることが確認できるが、オンライン記録により請求期間の前後に厚生年金保険被保険者記録が確認できるC社及びD社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間直前のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和54年4月17日、請求期間直後のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日はD社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年12月1日である。また、オンラインシステムにより氏名検索を行ったものの、請求者の基礎年金番号に統合されていない請求者に係る厚生年金保険被保険者記号番号は見当たらない上、請求者はC社とD社との間に、別な会社には勤務していない旨陳述していることから、当該還付された期間のうち同年8月から同年11月までの期間については厚生年金保険被保険者資格を取得したことによる保険料の還付であることは考え難い。さらに、請求者の陳述、オンライン記録及び改製原戸籍からは当該期間に係る還付の理由はうかがえない上、E年金事務所は当該還付の理由について、還付整理簿が保管されていないため不明である旨回答しており、請求者が昭和54年8月から同年11月までの期間に係る保険料を還付される合理的な理由は見当たらない。

以上のことから、請求期間については、内訳書で確認できる納付記録どおりに、納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800136号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800022号

第1 結論

平成元年3月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月から同年10月まで

私は、平成元年3月に会社を退職後、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、自宅に送られてきた保険料納付書で毎月納付期限内に同市内のB銀行、C銀行、郵便局の窓口において保険料を納付していたが、請求期間が保険料の未納期間とされている。

私は、税金や保険料は必ず納付期限内に納付しており、請求期間の保険料も納付期限内に納付していたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、当該被保険者名簿は平成元年4月7日に作成されていることが確認できることから、同日頃に請求者の国民年金の加入手続きが行われ、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である同年3月26日に国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、当該加入手続き時点において、請求期間の保険料は現年度納付することが可能な期間である。

しかしながら、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿及びCSVデータ)、国民年金納付記録台帳及び平成2年6月13日作成のA市国民年金検認表によると、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、オンライン記録と一致している。

また、請求者に係る改製原附票によると、請求者は、平成8年10月15日にA市からD市へ転居していることが確認できるところ、請求者に係る同市の国民年金被

保険者名簿（CSVデータ）によると、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、納付対象期間は不明であるものの、平成2年6月5日に社会保険事務所（当時）において、請求者に対して過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できるところ、同日時点において、過年度保険料を納付することが可能な国民年金被保険者期間は請求期間のみであることから、請求期間に未納期間があったことが推認できる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。